

情報を探す*

情報を探すにあたって

国際クリアリングハウス（ABSCH）は、名古屋議定書の実施に関連する、ABSに関する情報が登録されている一元的な情報検索サービスです。遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の提供者及び利用者が協調して取得の機会及び利益の配分に関する公正かつ衡平な合意を締結することにつながる環境を整えるには、締約国、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者、並びにその他の利害関係者に対して信頼性のある適切な情報を入手可能にすることが不可欠です。

ABSCH では、掲載されている全ての情報が一般公開されており、[国別情報](#)ページ及び[検索](#)ページから情報を入手することができます。

お探しの情報が見つからない場合は、こちらまでご連絡下さい。

ABSCH の利用については常にサポートが提供されています。ABSCH の利用に関する技術的なトラブルの解決、ご質問への回答及び利用者からのご意見については、事務局が対応させていただきます。

ABSCH で入手可能な情報の種類

ABSCH で公開されている情報は、次の3つの主な種別に分類されます。ナショナルレコードナショナルレコード(国の記録)、レファレンスレコード(参考記録)及び生物多様性条約事務局(SCBD)の管理するレコード(記録)です。

ナショナルレコード

ナショナルレコードは政府により掲載され、自国における名古屋議定書の実施のための関連情報、及び締約国が議定書に基づき提供を義務付けられている情報が含まれます。ABSCH への掲載に先立ち、自国の情報掲載当局(PA)が全てのナショナルレコードについて承認を行います。

[ABS のための国の中央連絡先 \(NFP\)](#)

事務局との連絡について責任を有するとともに、国の権限のある当局、関係する先住民の社会及び地域社会、並びに関係する利害関係者に関する情報を含む、遺伝資源へのアクセスのための及び相互に合意する条件を設定するための手続に関する情報を利用可能にする責任を有します（[第13条第1項](#)）。中央

* ABSCH トップページ > About the ABSCH > Finding Information

<https://absch.cbd.int/help/about#search-section>

2017年12月20日時点の本文に基づく和訳です。

連絡先の指定又は変更は、[中央連絡先の指定に関する正式な様式](#)をダウンロードし記入したものを生物多様性条約事務局に送付（ファクス、電子メール又は郵送）して行います。

[国の権限のある当局（CNA）](#)

適用される国内の立法上、行政上又は政策上の措置に従い、取得の機会を与える責任、又は該当する場合には取得のための要件が満たされていることを証明する文書を発給する責任を有し、並びに情報に基づく事前の同意を得るため及び相互に合意する条件を設定するための適用される手続及び要件について助言する責任を有する、指定された当局（[第13条第2項](#)）。

[取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上又は政策上の措置（MSR）](#)

条約又は / 及び名古屋議定書における取得の機会及び利益の配分に関する義務の履行のためにとられる国内措置。

[国のウェブサイト及びデータベース（NDB）](#) ABS に関係する国のウェブサイト又はデータベースの情報及びリンク。

[国際的に認められた遵守の証明書（IRCC）](#)

ABSCH に登録されている許可証又はこれに相当するものに記載された情報により構成される証明書で、当該証明書が対象とする遺伝資源が情報に基づく事前の同意に従い取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることを証明する役割を果たします。利用者による遺伝資源の利用をバリューチェーン全体において監視するうえで役立ち得る情報が含まれます（[第17条](#)）。

[確認のための機関（CP）](#)

適宜、情報に基づく事前の合意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定、及び / 又は遺伝資源の利用に関する関連情報を効果的に収集又は受領するための、締約国に指定された機関（[第17条第1項\(a\)](#)）。

[チェックポイントコミュニケ（CPC）](#)

確認のための機関が収集又は受領した、情報に基づく事前の同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定、及び / 又は遺伝資源の利用に関する関連情報のうち、ABSCH に登録されているものについて記した要旨（[第17条第1項\(a\)\(i\)](#)）。

国別中間報告（NR）

議定書第 29 条の文脈において、締約国が議定書を実施するためにとった措置について報告するため締約国により提出される情報。

レファレンスレコード

レファレンスレコードには、ABS に関する数多くの資料及び情報が含まれ、ABSCH に登録しているあらゆるユーザー（締約国、非締約国、政府、国際機関、先住民の社会及び地域社会、並びに関係する利害関係者）は当該の資料及び情報を提出することができます。

バーチャルライブラリー内の資料

ABSCH 内の仮想図書館では、取得の機会及び利益の配分に関連する数多くの資料がインターネット上で提供されており、取得の機会及び利益の配分に関する一般文献、啓発のための資料、事例研究、動画、能力開発のための資料などが含まれます。

契約の条項のひな型

契約の条項のひな型については、議定書第 19 条に記述されています。ABS に関する要件に適合する合意を設定する際に役立つことができ、法的な確実性及び透明性を促進すると同時に取引費用の削減につながる可能性があります。

行動規範、指針、最良の実例及び / 又は基準

行動規範、指針、最良の実例及び / 又は基準については、議定書第 20 条に記述されています。利用者が、異なる部門における実例を考慮しつつ、ABS に関する要件に適合する形で活動を実施するうえで役立つ可能性があります。

地域社会の規範及び手続並びに慣習法

地域社会の規範及び手続並びに慣習法については、議定書第 12 条に記述されています。取得の機会及び利益の配分に関する地域社会の手続及び価値観を他の関係者が理解し尊重するために役立つことができます。

能力開発に関する取組み

能力開発に関する国内的、地域的及び国際的な取組み（事業、プログラム、活動）について情報を共有し、取得の機会及び利益の配分に関する能力の開発及び向上における相乗効果及び調整を図っています。

生物多様性条約事務局が管理するレコード

生物多様性条約事務局により掲載される情報。これには、会合、ニュース記事、通知及び声明が含まれます。

ニュース記事

各種媒体から集められる、取得の機会及び利益の配分に関するニュース記事。

会合

議定書の実施に関する会合の開催予定に関する情報。

通知

生物多様性条約事務局による、議定書の実施に関する通知。

報道発表

生物多様性条約事務局による、取得の機会及び利益の配分に関する報道発表。

声明

生物多様性条約事務局による、取得の機会及び利益の配分に関する声明。

国別情報

ABSCH から各国の情報を入手する際には、[国別情報](#)ページを利用するのが最も便利な方法の一つです。国別情報では、国により公開された全ての情報を各国について閲覧でき、名古屋議定書を実施するための制度構造や実施されている立法上、行政上又は政策上の措置に関する情報を得ることができます。

国別情報ページから閲覧できるナショナルレコードには、各国の情報掲載責任当局（PA）により検証された情報が含まれています。PA は、ABSCH に登録される全てのナショナルレコードについて、掲載を承認する責任を有し、ABSCH で公開される情報が完全、適切、かつ最新版であることを確保するとともに、ABSCH にいかなる秘匿の情報も掲載されないことを確実にする責任を有します。

トップメニューの「[国別情報](#)」をクリックすると、国別情報のページに移動し、地図及び国の一覧が表示されます。国の一覧表には、各国により公開されているナショナルレコードの数を示す情報も併せて表示されます。こうした情報を、締結状況に応じて及び / 又は地域別及び地域グループ別に並びかえる及び複数選択することができ、これは締約国の数、並びに特定の地域において公

開されている情報の数及び種類を伝えやすくするためのものです。国の一覧表又は地図から国を選んでクリックすると、当該国の情報ページを見ることができます。

各国の情報ページ内のナショナルレコードは、記録の種類ごとに幾つかのセクションにまとめて表示されます。各セクションについて、記録の種類を記したタイトル部分又は横のプラス(+)印をクリックすると、詳細が表示されます。各国の情報ページでは、該当する場合、当該国の締結状況や締結日及び発効日など、締結に関連する追加情報も提供されます。

ABS 措置のマトリックス

ABS に関する措置を示したマトリックスは、各国の情報ページ内の、ABS に関する立法上、行政上又は政策上の措置(ABS 措置)と題されたセクションに含まれています。当該セクションをクリックして詳細を表示させると、ABS に関する措置について各国が掲載した内容を閲覧でき、また、当該措置において扱われる ABS に関する主要なキーワードを列挙した表も閲覧できます。こうした表は、ABS に関する各国の法的枠組みについての概要説明のために役立てることができ、遺伝資源の利用者が ABS に関する各国の要件を理解し遵守するうえでの有用なツールとなり得ます。

加えて、ABS に関する措置を示したマトリックスには、特定のキーワードごとに関連する文献、箇所又は規定が表示され、複数の措置間の関連性、例えば改正版や関連措置などにも焦点を当てることができます。とりわけ、情報が幾つかの異なる措置に分散されている場合、マトリックスは、ABS に関する各国の法的枠組みを理解するうえで役立つ便利なツールとなり得ます。また、マトリックスは、ABS に関する措置の中から、利用者が閲覧したいものを選択して表示できる仕組みになっています。

検索機能を使う

[検索ページ](#)では、ABSCH で公開されている全ての情報を検索することができます。検索ページ内では、記録が3つの種別(ナショナルレコード、レファレンスレコード及び生物多様性条約事務局の管理するレコード)に分類され、種別ごとにそれぞれのタブに表示されます。全種別の記録を同時に検索することが可能で、そのためには、検索ボックスに文字を入力し、あらかじめ定義されたフィルターを適用します。デフォルトの設定では、フィルターは適用されておらず、すべての記録が種別ごとにそれぞれのタブに表示されます。フィルター

を組み合わせることで検索結果を絞り込むことができ、利用者は、大まかな検索結果から詳細な検索結果まで、柔軟な形で情報を入手することができます。利用可能なフィルターの項目は、文字列検索（利用者が文字列を入力）、記録種別、締結状況、キーワード、国、地域及び地域グループ及び記録の掲載日です。

フィルターの項目が選択されるたび検索が実行され、適用されたフィルターが検索ページの上部に表示されます。適用されているフィルターを再度クリックすると、当該のフィルターが解除されます。同ページのフィルター選択エリアの下に検索結果が表示されます。検索結果は、記録の種別に応じて振り分けられ、種別ごとにタブに表示されます。これは、記録の種別をはっきりと区別したまま検索できるようにするためのもので、政府の提出したナショナルレコードと、登録ユーザーであれば誰でも提出できるレファレンスレコードとを混同する可能性を避ける目的もあります。加えて、記録の種別を強調するため、記録は色分けされ、青色はナショナルレコード、橙色はレファレンスレコード、灰色は生物多様性条約事務局の管理するレコードとなっています。

固有の識別記号

ABSCH に掲載される記録にはそれぞれ、固有の識別記号（UID）と呼ばれる個別の記号が割り当てられます。UID は、文字及び数字を組み合わせたもので、ABSCH に掲載されている記録を一つ一つ区別するために使用されます。例えば、ABSCH-IRCC-MX-123456-1 のようなものです。記録が更新される毎に、最新版であることを示すため、改訂番号と呼ばれる、UID の最後の数字の値が1ずつ上昇します。これにより、記録の修正を追跡し、透明性を高めることができます。UID は、記録を見つけ出し追跡するため、及び ABSCH の記録を別のデータベース内の情報と結びつけるための、有用な方法となり得ます。例えば、IRCC を、ABSCH では入手できない追加情報及び秘匿の情報を含む可能性のある国による許可証又はこれに相当するものにリンクさせるなどして、役立てることができます。

固有の識別記号による検索

固有の識別記号（UID）を検索ボックスに入力してフィルターとして使用し、特定の記録を検索する、又は特定の記録に言及する記録の一覧を検索することができます。例えば、特定の国の権限のある当局によって発給された IRCC を検索したい場合、この方法が役立ちます。このような検索を実行するためには、あらかじめ定義された記録種別のフィルターの中から、ナショナルレコー

ドの種別の下にある「国際的に認められた遵守の証明書」を選択したうえで、当該国の権限のある当局を示す UID を検索ボックスに入力します。UID を入力する際、改訂番号（UID の最後の数字）は入力してもしなくても検索が可能です。改訂番号まで入力した場合は、当該国の権限のある当局による特定の掲載版に言及する記録のみが結果に表示されます。改訂番号なしで検索を実行した場合、当該国の権限のある当局によるあらゆる掲載版に言及する全ての記録が結果に表示されます。

記録に関する報告

記録の信頼性を維持するため、記録に最新でない又は不正確な情報が含まれている可能性がある又は記録においてリンク切れが発生している可能性がある場合には、記録に関する報告を行う機能を利用し、事務局に対してその旨を報告することができます。記録に関する報告を行うには、記録の詳細を表示させた際に最下部に表示される「記録を報告する」と記されたリンクをクリックし、表示される短いフォームに当該記録を報告する理由を入力し送信します。事務局は記録に関する全ての報告を受領し、適切な場合のみ、当該国の PA 又は中央連絡先と協議のうえ、対応を行います。いかなる場合においても事務局は当該国の PA による明示的な許可なしにナショナルレコードの修正を行うことは無いことにご留意下さい。